



平成27年1月29日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成26年(ネ)第2494号 結婚式場解約金条項使用差止等請求控訴事件

(原審 京都地方裁判所平成23年(ワ)第3425号)

口頭弁論終結日 平成26年11月12日

判 決

京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地

控訴人(第1審原告) 特定非営利活動法人

京都消費者契約ネットワーク

同 代 表 者 理 事 高 篠 英 弘

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 長 野 浩 三

同 同 志 部 淳 之 介

同 同 川 村 暢 生

同 同 向 井 裕 美

同 同 藤 井 哲 也

同 大 高 友 一

東京都千代田区丸の内2丁目1番1号

被控訴人(第1審被告) 株式会社Plan・Do・See

同 代 表 者 代 表 取 締 役 野 田 豊

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 的 場 徹

同 同 服 部 真 尚

同 同 大 塚 裕 介

同 同 川 口 綾 子

同 同 小 杉 健 太 郎

同 大 井 哲 也

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。

2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、消費者との間で、挙式披露宴実施契約を締結するに際し、解約時に消費者が負担する金銭（キャンセル料）について、原判決別紙1記載の条項を内容とする契約の申込み又はその承諾の意思表示を行ってはならない。
- 3 被控訴人は、原判決別紙1記載の条項が記載された契約書ひな形が印刷された契約書用紙を破棄せよ。
- 4 被控訴人は、その従業員らに対し、原判決別紙2の内容を記載した書面を配布せよ。

第2 事案の概要

本件は、消費者契約法（以下「法」という。）13条により内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体である控訴人が、婚礼及び披露宴に関する企画及び運営等を業とする株式会社である被控訴人に対し、被控訴人が消費者との間で挙式披露宴実施契約を締結する際に現に使用し又は今後使用するおそれのある、同契約の解除時に消費者が負担する金銭（キャンセル料）に関する原判決別紙1記載の条項（以下「本件キャンセル料条項」という。）につき、同条項は法9条1号所定の平均的な損害の額を超える損害賠償の額を予定し、又は違約金を定めるものであるから、超える部分は無効であるとして、法12条3項に基づき、本件キャンセル料条項を内容とする意思表示の差止め及び同条項が記載された契約書用紙の破棄等を求めた事案である。

原審は、本件キャンセル料条項は法9条1号により無効となる部分を含むものとはいえないとして、控訴人の請求をいずれも棄却したところ、控訴人がこれを不服として控訴した。

- 1 前提事実（当事者間に争いがないか又は後掲の各証拠及び弁論の全趣旨によ

り認めることができる事実)

原判決3頁1行目から4頁14行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決4頁3行目の「本件キャンセル条項」を「本件キャンセル料条項」と改める。

2 争点

原判決4頁16行目から23行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

3 争点に関する当事者の主張

(1) 下記(2)のとおり当審における控訴人の主張を付加するほかは、原判決4頁25行目から12頁8行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決6頁18行目の「法9条1号にいう」の前に「法9条1号は民法とは異なる損害賠償の制限規定であるから、」を加える。

(2) 当審における控訴人の主張

ア 本件平均的損害に本件逸失利益が含まれるか（争点2①）について

（ア）法9条1項の解釈においては、消費者と事業者の間の情報・交渉力の格差等を前提に、事業者が民法416条1項に基づき請求することができる損害であっても、その全てについての請求を許容するものではないと解すべきであり、消費者契約の目的を履行する前に消費者契約が解除された場合においては、その消費者契約を当該消費者との間で締結したことによって他の消費者との間で消費者契約を締結する機会を失ったような場合等を除き、当該消費者に対して、契約の目的を履行していたならば得られたであろう金額を損害賠償として請求することを許さず、契約の締結及び履行のために必要な額を損害賠償として請求することのみが許容されるものと解すべきである。

（イ）平成18年判決は、「一人の学生が特定の大学と在学契約を締結した後に当該在学契約を解除した場合、その解除が当該大学が合格者を決定

するに当たって織り込み済みのものであれば、原則として、その解除によって当該大学に損害が生じたということはできないものというべきである。」と判示する。挙式披露宴実施契約においても、施行予定日の相当前の時期から事業者の消費者に対する勧誘が行われ、サービスの内容が不明確なまま契約の申込みがされているため、多数の解除者が存在しているから、一部の消費者による解除は、事業者にとって織り込み済みのものといえる。

(ウ) 原判決は、開催日の90日前以前に本件契約が解除された場合、本件平均的損害に本件逸失利益は含まれないと控訴人の主張を排斥している。

しかし、本件契約の申込みがされたのみで、具体的な打合せがされておらず、実際に提供されるサービスの内容や対価が確定していない時期における解除の場合には、客観的にみて事業者が利益を期待することができる状況にないし、事業者は再販売により代替的な利益を確保することを十分に期待することができる。

一般に、挙式披露宴のサービスの内容や対価が決まるのは、施行日の3か月前以降であるから、施行予定日の91日前以前の時期においては提供されるサービスの内容や対価は確定していない。キャンセル確定日が119日前から90日前までの場合について、被控訴人主張の同一日・同一会場・同一時刻という条件の下でも██████████控訴人が主張するように同一日・同一事業所での新たな契約を再販売に含めると再販率は上がるから、施行予定日の91日前以前においては、被控訴人は再販売により代替的な利益を確保することを十分に期待することができる。

実際にも、施行予定日の91日前以前の解除の場合において、逸失利益に相当する解約料を徴収しない事業者が存在する。（甲25）

したがって、挙式披露宴の施行予定日の9月1日前以前に解除された場合、事業者に逸失利益は存在しないものというべきである。

(イ) 本件キャンセル料が損益相殺後の本件逸失利益を超えるか（争点2②）について

(ア) 原判決は、販売費・一般管理費のうち本件契約の解除により支払を免れるものや他の業務に代替・転用可能なものについて控除すべきであるとの控訴人の主張を排斥している。

しかし、本件契約が解除された場合、飲み物、使用しない原材料、支払を免れた人件費、他の業務に従事することが可能となった従業員の人件費など、被控訴人が明らかに支払を免れたものや、他の業務に代替、転用することが可能なものが存在することは明らかである。原判決の判断は、証拠の多くが事業者である被控訴人側に存在する中で、被控訴人が的確な証拠を提出せず、控訴人に対して的確な反論をしなかったことを事業者に有利に解釈し、消費者と事業者間の格差を考慮しないものであり、不当である。

(イ) 原判決は、本件契約の解除後に元々の本件契約と同店舗において同日を開催日とする新たな本件契約が締結された場合には、異なる会場、異なる時刻であっても再販売として扱って再販率を計算すべきであるとの控訴人の主張を排斥している。

しかし、同一日、同一時刻、同一会場での再販売でなくても、キャンセルにより空いた人員や余剰設備を使用して他の挙式が実施された場合には、被控訴人はキャンセル前の契約が履行されたのと同様の利益を得るのであるから、このような場合は再販売されたとみるべきである。

(ウ) 原判決は、解除時平均見積額を基準に逸失利益を算定しているが、見積金額を変更することは隨時可能である。本件約款によると、各会場の最低人数は40～70名、最低保証額は料理が1万円、飲み物が400

0円の合計1万4000円とされているから、これに会場費（30万円程度）を加えると、被控訴人が本件契約により期待することができる売上げは、86万円～128万円程度であり、これを基礎にして本件逸失利益が算定されるべきである。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求はいずれも理由がないものと判断する。その理由は、次のとおり付加、訂正し、下記2のとおり当審における控訴人の主張に対する判断を付加するほかは、原判決12頁10行目から18頁25行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決12頁16行目の「お支払い」を「お支払」と改める。
- (2) 原判決13頁11行目の「しかし、」から12行目の「広く行われているなど、」までを「しかし、本件約款（甲3）は、申込金について、挙式披露宴等に関する最終支払額の一部に充当する旨を定めている上、消費者が、希望する挙式披露宴の開催日時及び会場を確保するために被控訴人との間で本件契約を締結するとともに、他の事業者との間でも挙式披露宴実施契約を締結した上で、1個の契約を選択し、他の契約を解除することが広く行われているなど、」と改める。
- (3) 原判決13頁25行目の「当該額について」から14頁1行目の「減額することはできない。」までを「この場合において、裁判所は、予定された額を増減することができない（ただし、当該約定が公序良俗（民法90条）に反して無効とされたり、信義誠実の原則（民法1条2項）に反するとされるなど、その効力が制限されることはある。）。」と改める。
- (4) 原判決14頁25行目の「損害が減少する」を「賠償されるべき逸失利益から被控訴人が得た利益の額が控除される」と改める。
- (5) 原判決15頁3行目の「乙13の1～5」の前に「甲3、」を加える。
- (6) 原判決16頁16行目の「しかし、」から22行目の「うかがうことがで

きる。」までを「しかし、証拠（甲3、乙13の1～5）によると、①本件
約款では、(a)会場の使用時間は事前準備、撤去時間を含め事前に被控訴人の
担当者と取り決めた時間とすること、(b)挙式披露宴は原則として2時間とし、
この時間を超過したときは追加料金が必要となること、(c)会場の使用予定と
の関連で時間延長に応じられない場合もあることを定めていること、②前記
ア(イ)の各挙式披露宴実施契約においては、施行予定時間が定められていたこ
とを認めることができ、これらによると、被控訴人は、会場や時間帯の重複
を避けつつ、円滑、効率的に多数の本件契約による挙式披露宴を実施するた
めに、会場ごとに一定の「枠」、すなわち挙式披露宴の開始時刻及び終了時
刻を設定していたことを推認することができる。」と改める。

- (7) 原判決17頁3行目の「再販売と扱うことはできない。」を「再販売と
扱うべきであるということはできない。」と改める。
- (8) 原判決17頁10行目の「得べかりし利益」を「得べかりし利益の基礎と
なる売上げ」と改める。
- (9) 原判決17頁11行目の「変わりはない。」の次に「また、被控訴人が挙
式披露宴を実施した場合において、1件当たりの売上げの平均額が見積額の
平均額を下回っていたことを認めるに足りる証拠はない。」を加える。
- (10) 原判決17頁14行目から15行目にかけての「そのような費用があるこ
とを認めるに足りる証拠はなく、」を「上記粗利率の算定に当たって差し引
かれるもの（前記ア(ウ)）以外に、被控訴人が支出を免れる経費や他の業務に
代替・転用することができる経費が存在するとしても、それが後記エの認定
・判断を左右する金額であることまで認めるに足りる証拠はなく、」と改め
る。
- (11) 原判決17頁23行目から18頁9行目までを次のとおり改める。
「(イ) 解除された本件契約のうち再販売があったものについては、損益相殺
がされたものと認められる。再販売による売上げの平均額が解除時見積

額の平均額を上回る又は下回ることを認めるに足りる証拠はないから、
損益相殺については、「解除時見積額の平均×[REDACTED]
×再販率」の計算式により算定するのが相当である。」

- (12) 原判決18頁21行目の「認められる。」を「認められ、この認定を覆す
に足りる証拠はない。」と改める。
- (13) 原判決18頁22行目の「開催日当日の解除である以上、」を「前記ア(イ)
認定のとおり、開催日当日に解除がされた事例は存在しないが、本件契約の
解除日が①開催日の59日前以降、30日前まで、②開催日の29日前以降、
10日前まで、③開催日の9日前以降、前日までのいずれの場合も、再販売
数が0件であったことや、一般的にも開催日当日に挙式披露宴を準備してこ
れを行うことはできないことからすると、開催日当日の解除の場合において、
再販売がされることは考えられないし、また、被控訴人が当該挙式披露宴の
実施に要する経費の支出を免れることはできないから、損益相殺をするのは
相当ではなく、」と改める。

2 当審における控訴人の主張について

- (1) 本件平均的損害に本件逸失利益が含まれるか（争点2①）について
ア 控訴人は、法9条1項の解釈においては、消費者と事業者の間の情報・
交渉力の格差等を前提に、事業者が民法416条1項に基づき請求するこ
とができる損害であっても、その全てについての請求を許容するものでは
ないと解すべきであり、消費者契約の目的を履行する前に消費者契約が解
除された場合においては、その消費者契約を当該消費者との間で締結した
ことによって他の消費者との間で消費者契約を締結する機会を失ったよう
な場合等を除き、消費者に対して、契約の目的を履行していたならば得ら
れたであろう金額を損害賠償として請求することを許さず、契約の締結及
び履行のために必要な額を損害賠償として請求することのみが許容される
ものと解すべきであると主張する。

しかし、この点については、引用した原判決（当審における付加、訂正後のもの。以下同じ。）第3、2(1)ア説示のとおりである。

イ 控訴人は、平成18年判決の判示によると、挙式披露宴実施契約においても、施行予定日よりも相当前の時期から勧誘が行われ、サービス内容が不明確なまま契約申込みが行われていることから、多数の解除者が存在しており、一部の消費者による解除は、事業者にとって織り込み済みのものといえると主張する。

しかし、被控訴人は、消費者との間で挙式披露宴実施契約を締結した場合、他の消費者との間で、同一日時に同一会場を使用する挙式披露宴実施契約を締結する機会を失うこととなるところ、被控訴人が、消費者から本件契約が解除されることを予め想定して、複数の消費者との間で日時及び会場が重複する挙式披露宴実施契約を締結していることを裏付ける証拠はない。したがって、被控訴人が、一部の消費者による解除を織り込み済みのものとして事業を営んでいるということはできない。

ウ 控訴人は、挙式披露宴の施行予定日の91日前以前に解除された場合、損害として認定することができる逸失利益は存在しないと主張する。

しかし、この点については、引用した原判決第3、2(1)イ説示のとおりである。施行予定日の91日前以前の解除の場合において、逸失利益に相当する解約料を徴収しない他の事業者が存在することは、この点を左右するものではない。

(2) 本件キャンセル料が損益相殺後の本件逸失利益を超えるか（争点2②）について

ア 控訴人は、販売費・一般管理費のうち本件契約の解除により支払を免れるものや他の業務に代替・転用可能なものについて控除すべきであるとの控訴人の主張を排斥した原判決の判断は不当であると主張する。

しかし、この点については、引用した原判決第3、2(2)ウア説示のとお

りである。

イ 控訴人は、同一日、同一時刻、同一会場での再販売でなくとも、キャンセルにより空いた人員や余剰設備を使用して他の挙式が実施されれば、事業者はキャンセル前の契約が履行されたのと同様の利益を得るのであるから、このような場合は再販売されたとみるべきであると主張する。

しかし、この点については、引用した原判決第3、2(2)イ説示のとおりである。

ウ 控訴人は、本件約款によると、各会場の最低人数は40～70名、最低保証額は料理が1万円、飲み物が4000円の合計1万4000円とされているから、これに会場費（30万円程度）を加えると、被控訴人が本件契約により期待することができる売上げは、86万円～128万円程度であり、これを基礎にして本件逸失利益が算定されるべきであると主張する。

本件約款（甲3）は、①各会場の最低人数として、「パゴダ」は70名以上、「テラス」は50名以上、「ヤサカ」は40名以上、「アトリエ」は40名以上とし、最低人数に達しない利用の場合は、申込者は最低人数を下回る人数分の最低保証額を支払うこと、②最低保証額は料理が1万円、飲み物が4000円の合計1万4000円とすることを定めているが、解除された本件契約の解除時見積額は引用した原判決第3、2(2)ア(イ)認定のとおりであって、控訴人主張の額よりもはるかに大きく、被控訴人が挙式披露宴を実施した場合において、売上額の平均額が見積額の平均額を下回っていたことを認めるに足りる証拠はない。したがって、被控訴人が本件契約により1件当たり86万円～128万円程度の売上げしか期待することができなかつたということはできない。

3 結論

よって、控訴人の請求は、いずれも理由がないから棄却すべきであり、これと同旨の原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却するこ

ととして、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第14民事部

裁判長裁判官 森 義 之

裁判官 龍 見 昇

裁判官 金 地 香 枝

これは正本である。

平成27年1月29日

大阪高等裁判所第14民事部

裁判所書記官

野島晋

